

質問に対する回答

1 雇用契約書の締結について

① 雇用契約書の締結の有無について

会派を雇用主として契約している政務活動補助員（※以下 補助員）

については雇用契約書を作成して契約を締結している。

議員を雇用主として契約している補助員についても、雇用契約書を作成の上、その写しを会派に提出するように指導している。

② 契約書の写しの提出について

個人情報保護の点から提出はしない。

2 「労働条件通知書」の交付について

① 労働条件通知書について

労働条件については、雇用契約書と一体となった書面にて明示している。

② 通知書の写しの提示について

会派で使用している書面を見本として提出する。（添付書面1）

3 補助員に対する労災保険の加入について

① 加入状況について

会派が雇用している補助員については労災保険に加入している。

議員が雇用している補助員についての加入状況については確認中。

② 労災保険加入を要する書面の写しの提示について

労働保険 級算・確定保険料申告書の写しを提出する。(添付書面 2)

4 政務活動補助員等への給与、賞金等の支払者について

① 会派として何名雇用しているのか

会派が直接雇用している補助員数は 4 名。

議員が直接雇用している補助員数は 2 名。

② 雇用主の明示について

減税日本ナゴヤ 4 名雇用

浅井康正 1 名雇用

鈴木孝之 1 名雇用

大村光子 2 名雇用

③ 親族雇用について

会派が雇用主として雇用している補助員については、全議員との親族性は
ない。

議員が雇用主として雇用している補助員については、確認中。

④ 源泉徴収票の発行について

会派が雇用主として雇用している補助員については発行している。

議員が雇用主として雇用している補助員については確認中。

5 支払いを受ける者に対して、年末調整・確定申告を行うよう指導している。

6 給与支払金額の案分率について

① 案分率の根拠について

会派が雇用主として雇用している補助員については、勤務場所も市役所内
会派控室で、業務内容も政務活動に関するもののみであることから案分
100%としている。

議員が雇用主として雇用している補助員については、勤務場所も雇用主で
ある議員の事務所であり、政務活動とその他の活動が混在することから案分
することとしている。

② 給与・賞金の基準について

特段の基準は設けていない。

③ 総額と充当額差額の支払者について

令和2年度 政務活動費 人件費に係る支出額は¥6,569,992

支払者は4-②で回答済。

④ 領収書の統一について

今後、検討すべきものとする。

雇 用 契 約 書

氏名 〇〇 〇〇 様

事業所 所在地 名古屋市〇〇区〇〇

書面

名 称
代表者

①

雇用条件は次のとおりとします。

契約期間	1 期間の定めなし (平成 30年 8月 1日 雇入れ) 2 期間の定めあり: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
雇用形態	パートタイマー
就業の場所	名古屋市役所東庁舎 なごや〇〇控室内
従事する業務の内容	秘書調査補助
始業・終業の時刻及び休憩時間	1 始業・終業の時刻 : (始業) 8時 00分 ~ (終業) 18時 00分の間で 2 休憩時間 : 6時間を超える場合は60分 3 1週間の所定労働時間 : 2時間
所定外労働の有無	1 所定時間外労働の有無 : 無 2 休日労働の有無 : 無
休日	1 : 毎週 曜日、国民の祝日、その他 (シフトの定めによる)
賞金	1 基本賞金 : 時給 (1,000円)、 2 贈手当 : 交通費 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 4 賞金締切日 : 毎月 末 日、賞金支給日 : 毎月 20 日 5 支払方法 : 指定口座への銀行振り込み 6 賞金支払時の控除 : 無
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 : 退職する1ヶ月 以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続 : 詳細は別紙
社会保険等の加入	・社会保険の加入 : 無 ・雇用保険の適用 : 無
備考	・契約期間満了後の再契約の可否は代表者が決定し期間満了1ヶ月前に通知する。 ・業務上知り得た情報については絶対に公開・漏えい・利用しないものとし、退職後も同様とする。 ・上意に反した場合は刑事・民事上の責任を負うものとする。 ・公務活動費に関する情報公開の一環として毎月の給与の領収書をインターネット上で公開する。 ・月末にその月の報告書を提出すること。

上記について承諾しました。

平成 年 月 日

住所

氏名

②

✕

書面 2

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 原簿記号

※ 納税簿記号

愛知県労働局

30075437

※ 労働保険特別会計

1847

6118

※ 令和 03 年

※ 労働保険特別会計	※ 労働保険特別会計	※ 労働保険特別会計	※ 労働保険特別会計	※ 労働保険特別会計	※ 労働保険特別会計
納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号
納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号	納税簿記号

課年度5月：日以降 課年度繰入額入

※ 納税年度(号) ※ 納税年度(号)

5-1 5-1

内	千	百	十	千	百	十	円
労働保険料				1	8	1	20
一般納付金						7	99
納付額(合計額)				1	8	2	19

※ 納税区分

62

※ 課税区分

1

1. 令額

3

2. 令額

2

(住所) 〒460-0000 名古屋市
 中区
 三の丸 3-1-1
 市役所東庁舎 3階
 (氏名) 織機 白本 サトシ
 田山 宏文

08-2040266 AA1A23R056786#
 23101148591-000 0056786

みて券

〒460-0000

名古屋市東区茶臼山3-1
 名古屋市労働局

労働保険特別会計繰入額収書

上記の合計額を無効しました

領収日付等

3. 7. 19

出口

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は専入代取店)、労働保険特別会計、労働保険特別会計